

中国「残留日本人孤児」への支援を求める意見書

現在、中国「残留日本人孤児」への支援を巡り、政府の決断を求める声が高まっている。中国「残留日本人孤児」は、戦前から戦時中にかけて、国策で中国東北部（旧満州）に移住し、1945年の終戦の際に置き去りにされた人たちである。戦後においても、政府は帰国のための努力を一切行わず、1959年には「未帰還者に関する特別措置法」が施行され、「戦時死亡宣告」により、「孤児」を戸籍上殺してしまうことさえ行った。

憧れの祖国に帰った「孤児」を待ち受けていたのは過酷な現実であった。日本語をほとんど理解できないため、就労は極めて困難であり、低賃金で不安定な仕事にしか就けず、多くの人が70歳代を迎えた今、老後の不安にさいなまれている。

「普通の日本人として人間らしく生きる権利を」と始まった中国帰国者の国家賠償請求訴訟を機に世論は高まり、「残留孤児」問題の全面解決を求める署名は百万を超えている。昨年12月には神戸地裁において、政府の責任を認め、「残留孤児」に対する支援が北朝鮮拉致被害者への支援より「極めて貧弱」として、原告勝訴判決が出された。世論もこれを歓迎し、全面解決を求める声が高まっている。各地の裁判所で司法の判断が分かれているが、「孤児」も高齢化する中、政治の判断で「日本に帰ってきてよかった」と言える施策の実現が求められている。

よって、国会及び政府においては、国の責任を認め、生活保障のための新たな給付金制度の創設など、「残留孤児」問題の解決に向けた施策を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年（2007年）3月7日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員